

内閣参質二一六第三九号

令和七年一月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出何度も回答可能なアンケート調査の結果を基に兵庫県知事のパワハラを見聞きした旨のテレビ報道が繰り返しなされたこと等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出何度も回答可能なアンケート調査の結果を基に兵庫県知事のパワハラを見聞きした旨のテレビ報道が繰り返しなされたこと等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項に基づく議会の調査については、同項後段において、「当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」とし、同条第三項において、当該請求を受けた選挙人等が、「正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだとき」の罰則規定を設けているところ、お尋ねは、兵庫県議会において決定し、実施した調査に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

三について

放送番組は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府としてお答えすることは差し控えたい。